

西脇市デジタルマーケティング人材育成業務委託仕様書

1 業務名

西脇市デジタルマーケティング人材育成業務委託

2 目的

働く意欲のある女性や事業所内のデジタル化を推進したい市内事業所の従業員を対象に、デジタルマーケティング分野で活躍できるスキルの習得をサポートし、女性の就労やキャリア形成を後押しするとともに、市内事業所のデジタル化やDXの促進、さらにはデジタル人材の地域への定着に向けた好循環の創出を目指す。

3 本業務の実施

本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

本業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) その意図や目的を十分に理解した上で、実務を担当する業務責任者及び業務担当者を定めて適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 本業務に関連する情報の収集と、本業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。

4 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

5 業務の内容

- (1) 市内で働く意欲のある女性や事業所内のデジタル化を推進したい市内事業所の従業員を対象としたデジタルマーケティング人材を育成する。なお、受講者が、子育てや就労等と両立しながら最後まで育成プログラムを修了できるよう、内容及びスケジュールに配慮すること。また、プログラム修了後の育成人材の出口戦略（就業先確保）についても併せて取り組むこと。

ア 育成人数

10人程度

イ 目指す人材

- (7) デジタルマーケティングの基礎から実践までを理解し、会社の売上増に寄与することができる。

- (イ) 会社の魅力を伝える文章や写真が作成できる。
- (ロ) S E O など、サーチ・エンジン・マーケティングやコンテンツ・マーケティングが運用できる。

ウ 講座の形態

- (ア) 在宅学習（オンライン・オンデマンド）及び対面のハイブリッド型講座を実施すること。
 - (イ) 講座の時間：最長 180時間程度とする。
 - ・在宅学習（オンライン・オンデマンド） 約 150時間
（例：週 2～3日×3時間／日×4週間×5か月程度）
 - ・対面授業 約30時間（例：3時間／日×2回／月×5か月程度）
 - (ロ) 対面授業の場合は、日程調整のうえ、市が会場を確保する。
 - (ハ) 同様の業務を実施している地方自治体との連携を図ること。
- (2) 受講者選考
受講者を決定するために選考を行うこと。
- (3) インターシップの実施
講座修了後、2か月程度の対面またはオンラインによる市内事業所等でのインターシップを実施すること。
ア 最長72時間（例：週3日×3時間／日×4週間×2か月程度）
イ インターシップ先については、次の(4)のイのとおり、受託者側で確保し、配置調整なども実施すること。
- (4) 市内事業所向けの啓発
ア 市内事業所の経営者を対象に、D X（デジタル・トランスフォーメーション）時代における企業でのデジタルマーケティングなどの必要性について、セミナーなどを通じて啓発を行う。
イ デジタルマーケティング人材の必要性を理解された市内事業所の経営者に、当該セミナーで育成した人材（働く意欲のある女性等）のインターシップ実施事業所または就業先となるよう啓発を行う。なお、啓発の対象となる市内事業所については、関係機関等と連携を図ること。

6 業務計画書

受託者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、担当課へ提出し、事業内容の承諾を得なければならない。

7 打ち合わせ・進捗状況の報告等

業務に必要な協議等は、西脇市茜が丘複合施設またはWEB会議等（例：ZOOM）で行う。

8 成果品

- (1) 完了届（任意様式）
- (2) 講座実施後の評価・課題の報告書（レポート・写真等）を月毎に取りまとめ、速やかに提出すること。
- (3) その他、本事業の全体の成果・課題を取りまとめ、令和8年3月19日までに提出すること。
- (4) 業務報告書（任意様式）
正本1部及び電子データ（Word、Excel、PDF等）で提出すること。
- (5) 納品場所は、西脇市茜が丘複合施設とする。

9 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て西脇市の管理及び帰属とし、受託者は成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。

10 業務上の留意事項

受託者は、本業務の実施に当たり、明記のない事項や不明瞭な点、改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。